

平成19年6月29日
公認会計士・監査審査会

平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成19事務年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、新しい審査基本方針等で示した基本的な考え方を踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成17年10月に新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューが平成19年度から実施されていることを踏まえ、平成19事務年度においては、上記基準等に基づいた品質管理のシステムが監査事務所において適切に整備されているかどうかについて、特に監査法人に対して重点的に検証する。

また、協会の品質管理レビューにおいて指摘が多くなされている監査契約の新規締結及び更新について重点的に検証する。なお、監査業務に係る審査について平成18事務年度に重点的に検証したが、その結果、審査の実施状況等に問題が認められているため、平成19事務年度においても引き続き検証することとする。

(2) 協会の上場会社監査事務所登録制度の運営状況の検証

協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要である。審査会は、このような観点から、協会が平成19年度から導入した上場会社監査事務所登録制度の運営状況を検証する。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

平成18事務年度においては3大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人）に対するフォローアップ検査を実施したが、検

査の結果、法人間で改善状況に差異がみられているため、その後の改善状況について、また、個別監査業務に改善が浸透しているか検証する。

したがって、平成 19 事務年度以降においても、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、3 大監査法人について引き続き検査を実施していくこととし、また、3 大監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

平成 16 事務年度以降これまでに、中小規模監査事務所に対して実施した検査の結果等については、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめ、広く関係者等に示した。審査会は、これを受けて中小規模監査事務所が監査の品質管理の改善に自主的に取り組んでいるものと考えているが、平成 19 事務年度においては、このような自主的な改善が確実に実施されているかどうかを検証することとし、協会の品質管理レビューの審査結果等に基づき、必要に応じて検査を実施する。

(以上)

なごみ監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 19 年 10 月 25 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、なごみ監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

なごみ監査法人を検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、代表者が、監査法人の存続のために必要な社員数の確保を優先させており、社員に対して監査業務の質の向上を図るための取組みを厳格に求めておらず、また、監査の品質管理のシステムに関する各責任者の中にも、その責任を十分自覚していない者がいる。このような状況のもとに、監査法人の業務運営が実施されていることから、品質管理のシステムの整備や監査業務の遂行において多数の問題が生じているものと認められ、監査法人として組織的に業務を遂行する態勢は不十分である。
2. 監査の品質管理全般にわたって方針と手続が未整備又は不十分である。また、監査法人として監査契約の新規の締結の手続や審査等を実施していない監査業務があるなど、監査の基準等に準拠していない手続が多数認められ、内部管理態勢は不十分である。
3. 監査業務の遂行においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど監査の基準に準拠していない監査手続が広範にみられるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分であり、監査実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。また、監査上の重要な論点について、十分な監査手続を実施せずに監査意見を形成するなど、職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を実施したものとは認められない監査業務がある。
4. 監査業務に係る審査においては、監査計画あるいは監査意見の審査が実施されていない監査業務がみられるほか、監査上の重要な論点について、深度ある審査が実施されていないなど、審査態勢は不十分である。
5. 日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施する機構については、形式的に担当者が配置されているのみで、これまで全く機能していない。

6. 直近の日本公認会計士協会の品質管理レビューで前回と同様な指摘を含む多数の指摘を受けたが、指摘事項に関する分析・検討が不十分なことから、今回の検査においても未改善又は改善が不十分なものが多数認められており、監査法人として業務改善に真摯に取り組んでいないものと認められる。

KDA監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年 2 月 7 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、KDA監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

KDA監査法人を検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、正式な意思決定機関である理事会がここ数年開催されておらず、社員総会の開催日時及び提出議案などは「社員会」と称する会合で決定している。しかし、当該会合は設置根拠もなく、その権限及び責任は不明確である上、当該会合の内容も記録されていない。このように、内部規程や組織における役割分担どおりの業務運営がなされないまま、品質管理体制の整備を含む業務運営全般について理事長に依存しており、社員の業務運営に対する意識が希薄となっている。さらに、地方事務所等に対する管理も十分に行われていないなど、監査の品質管理のための組織的な業務運営は不十分である。
2. 監査に関する品質管理については、品質管理のシステムに関する最終的な責任の所在が不明確であるなど、品質管理の方針及び手続の整備が全般にわたって不十分である。また、品質管理の担当部門が有効に機能していないことから、品質管理のシステムの監視等が十分に実施されていないほか、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、契約締結の判断に重要な影響を及ぼす事項等に関する検討が十分に行われていないものがあるなど、内部管理態勢は不十分である。
3. 監査業務の実施においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど、監査の基準に準拠していない監査手続がみられるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分であり、監査手続の実施における検討過程が記録されていない監査業務がある。
4. 監査業務に係る審査においては、監査実施者が行った重要な判断の適切性を客観的に評価する等の深度ある審査が行われていない監査業務や、審査の過程が記録されていない監査業務があるほか、審査資料の作成、保存が適切に行われていないものが見られるなど、審査態勢は不十分である。

六本木監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年 3 月 5 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、六本木監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

六本木監査法人を検査した結果、以下のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、各社員の法令等遵守意識が不足していたことから、長年にわたり、行政当局に定款変更の届出を行っていないほか、定款に記載のない業務を提供しているなど、法令等遵守態勢は不十分である。
また、監査業務の質を確保するための組織的業務運営の重要性に対する各社員の認識が低かったことから、法人の業務運営を定めている内部規程が実態に即していないほか、品質管理のシステムの監視を全く実施していないなど、内部管理態勢の整備が不十分である。
2. 監査業務に係る審査においては、当該監査法人の審査規程に準拠した審査を実施しておらず、監査実施者が自ら実施した監査業務の審査を行っているなど、監査実施者が行った重要な判断等を客観的に評価する態勢を整備していない。
3. 日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおける指摘事項について、分析・検討を実施していないことから、今回の検査においても、未改善又は改善が不十分である。
特に、リスク・アプローチに係る監査手続については、過去 3 回の協会の品質管理レビューで指摘を受けていたにもかかわらず、いまだ導入しておらず、改善に取り組んでいない。

福北監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年 3 月 28 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、福北監査法人を検査した結果、下記のとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法（以下「法」という。）第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

福北監査法人を検査した結果、以下に指摘するとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、法第 24 条の 2 に規定する大会社等に該当する会社から、法第 2 条第 2 項に規定する非監査証明業務である財務書類の調製に関する業務により継続的な報酬を受けているにもかかわらず、当該会社の財務書類について監査証明業務を行っている。これは、法第 34 条の 11 の 2 において準用する法第 24 条の 2 の規定に違反している。
2. 当該監査法人においては、法人全体の業務運営に対する社員の自覚が欠如しており、内部統制が機能していない。このことから、社員会の運営に関する規程が整備されていない上、社員会において審議すべきとされている事項が付議されていないなど、社員会の運営が不十分である。さらに、内部規程等の整備及び周知が不十分となっているなど、監査の品質管理のための組織的な業務運営は不十分である。
3. 日本公認会計士協会の品質管理レビューの指摘事項について、監査法人全体として真摯に改善しようという社員の意識が希薄であることなどから、その改善に向けての取組が不十分である。また、品質管理のシステムの監視を実施していないほか、前任監査人からの監査業務の引継が行われているか否かを法人として把握・管理していないなど、内部管理態勢は不十分である。
4. 監査業務の実施においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど監査の基準に準拠していない監査手続が広範にみられる。また、監査調書の作成及び査閲が著しく不十分であり、監査手続の実施における検討過程が記録されていない監査業務があるほか、監査調書の管理が杜撰である。
5. 当該監査法人においては、監査業務に係る審査の重要性に対する社員の認識が欠如している。そのため、審査を実施していない監査業務があるほか、監査上の重要な論点に対して審査を実施していない。さらに、審査資料の作成及び保存が適切に行われていないものがみられるなど、審査態勢は不十分である。

監査法人夏目事務所に対する検査結果に基づく勧告について

平成 20 年 4 月 16 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、監査法人夏目事務所を検査した結果、下記のとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

監査法人夏目事務所を検査した結果、以下に指摘するとおり、法令に違反する行為が認められるほか、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 当該監査法人においては、関連会社が公認会計士法（公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）第 1 条の規定による改正前のもの。以下「旧法」という。）第 24 条の 2 に規定する大会社等に該当する会社から、旧法第 2 条第 2 項に規定する非監査証明業務である財務書類の調製に関する業務により継続的な報酬を受けているにもかかわらず、当該会社の財務書類について監査証明業務を行っていた。これは、旧法第 34 条の 11 の 2 において準用する旧法第 24 条の 2 の規定に違反している。
2. 当該監査法人においては、統轄代表社員が常に意思決定に関与し、その同意なしに意思決定できない状況にあることなどから、その他の社員は、監査法人としての組織的な業務運営の必要性を認識していない。そのため、法人の意思決定や職務権限に関する内部規程が整備されていないほか、地方事務所の管理も適切に行われていないなど、監査の品質管理のための組織的な業務運営は不十分である。
3. 当該監査法人においては、法令上提供可能な業務であるか否かを検討しなければならない状況があるにもかかわらず、何ら検討していないなど、法令等遵守態勢は不十分である。
4. 監査業務の実施においては、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分であるなど、監査の基準に準拠していない監査手続が広範にみられる。また、監査調書の作成が不十分であり、監査手続の実施における検討過程が記録されていない監査業務があるほか、監査調書の管理が不十分である。
5. 監査業務に係る審査においては、審査を実施していない監査業務があるほか、監査上の重要な項目を検討していない監査業務を看過しているなど、審査態勢は不十分である。

監査の品質管理に関する
検査指摘事例集

平成 20 年 2 月
公認会計士・監査審査会

[目次]

はじめに	1
1. 業務管理体制	4
2. 職業倫理及び独立性	7
3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任	9
4. 監査契約の新規の締結及び更新	11
5. 監査業務の実施	12
6. 監査調書	20
7. 監査業務に係る審査	22
8. 品質管理のシステムの監視	28
9. 監査事務所間の引継	30
10. 共同監査	30

はじめに

平成16年4月の発足以降、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施した監査事務所に対する検査については、わが国における監査の品質を高め、公共の利益を確保する観点から、これまでも、結果の概要を取りまとめ、公表してきた（注1）。

本事例集は、審査会による検査における主な指摘事例を具体的に紹介することにより、個人事務所を含めた監査事務所による監査の質の維持・向上を図るための自主的な取組みを促し、会計監査の信頼確保及び証券市場の透明性を確保し、公益に資することを目的として作成・公表するものである。

本事例集においては、監査事務所の規模や指摘の頻度にかかわらず、監査事務所における品質管理の向上を図っていく上で、参照することが有益であると考えられる指摘事例を掲載している。なお、今回、掲載対象とした検査は、平成20年2月までに実施した合計30件（注2）であるが、今後は、事務年度ごとに見直しを行い、掲載事例の追加等を行う予定である。

審査会は、監査事務所における監査業務が、監査事務所の指揮・監督の下に適切に行われているかどうか等を確認するために検査を実施しており、主として監査の品質管理の問題点について指摘を行っている。

検査においては、トップの方針をはじめとして、職業倫理及び独立性、監査実施者の採用等、監査契約の新規の締結及び更新、監査業務の実施、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視、監査事務所間の引継、共同監査など、監査事務所における監査の品質管理上の項目について、多岐にわたり指摘が行われている。

本事例集に掲載した個々の指摘事例については、監査事務所の規模等を表す特段の表示を行っていないが、これらを総括すると、4大監査法人（注2）では、組織的な業務改善に取り組んでいるものの、改善策の運用面等において不十分な点がみられている。一方、中小規模監査法人においては、社員及び職員の人員が限られている状況の中で、適切な業務管理体制を整備し、それを実施する態勢を確保していくことが課題となっている。

審査会としては、個人事務所を含めた各監査事務所において、本事例集も参考にして（注3）、今後とも、監査事務所の品質管理の維持・向上を図っていくための体制整備が行われ、それにより、個々の監査業務における監査の高い質が確保されることを期待している。

なお、本事例集に掲載された指摘事例は、検査官が特定した改善を必要とする事項のうち、他の監査事務所においても参考になるとと思われる主なものであって、そのすべてを網羅的に掲載したものではない。

(注1) 審査会による検査結果の概要を取りまとめ、これまでに公表したもの。

- ・ 「4大監査法人の監査の品質管理について」(平成18年6月30日公表)
- ・ 「小規模監査事務所の監査の品質管理について」(平成18年11月8日公表)
- ・ 「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」(平成19年3月16日公表)
- ・ 「3大監査法人の業務改善状況について」(平成19年6月29日公表)

(注2) 平成20年2月までに審査会が実施した検査合計30件の内訳

- ・ 4大監査法人(あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及び旧中央青山監査法人)に対する検査: 4件
- ・ 4大監査法人のうち旧中央青山監査法人を除く3法人に対するフォローアップ検査: 3件
- ・ 4大監査法人以外の中小規模監査法人に対する検査: 13件
- ・ 個人事務所に対する検査: 10件

(注3) 日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューでの指摘事例が、「品質管理委員会年次報告書」及び「品質管理委員会半期報告書」において「改善勧告事項の概要」などとして紹介されているので、本事例集と併せて参照されたい。

(注4) 本事例集においては、改善に向けての取組みの参考として、可能な限り、指摘事例の背景・原因などについても言及することとしている。また、各監査事務所に特有の事項等については、一部で表現振りの変更を行っている。

用語の定義

- 「品管報告書」：品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」
- 「監査事務所」：監査法人又は個人事務所
- 「中小事務所向け監査ツール」：
 - 中小事務所等施策調査会研究資料第1号
 - 中小事務所向け監査ツール「監査の品質管理規程の例示について」
(平成18年11月1日 日本公認会計士協会)
- 「協会」：日本公認会計士協会
- 「法」：公認会計士法
- 「地方事務所」：監査法人における「従たる事務所」
- 「独立性の確認書」：独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書
- 「CPE」：継続的専門研修

1. 業務管理体制

(1) 品質管理に関する責任（トップの方針を含む。）

- 「品管報告書」によれば、品質管理に関する方針及び手続において、最高経営責任者等が、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っていることを明確にしなければならないにもかかわらず、当監査事務所では内部規程において当該事項が定められていない。
また、同報告書によれば、最高経営責任者等は、すべての監査業務において、監査業務の質が優先されるという姿勢を人事に関する方針及び手続に反映させることが求められているが、当監査事務所においては、「監査業務の質」が優先されるべき事項であることを運営方針として明確にしていない。
- 「品管報告書」によれば、監査の品質管理のための具体的な方針及び手続を定めなければならないにもかかわらず、当監査事務所ではこれらを定めておらず、また、代表者は、監査の品質管理の向上を目的として設置した委員会に対してその活動内容等に関する指示も行っていないなど、監査の品質管理をトップとしてリードしていく姿勢が認められない。
- 社員が脱退し、監査法人として法令上要求されている5名を下回ることになり、監査法人を存続できなくなることを恐れた当監査法人の代表者は、社員に対し、監査業務の質の確保を図るための法令諸基準の遵守を厳格に求めている。

(2) 組織運営

- 当監査事務所では、意思決定機関である社員会の下、総務、品質管理等の各部門に責任者が置かれているものの、それらは形式的であり、いずれも社員会の手続を経て正式に任命されておらず、また社員に監査事務所の業務運営を担っているという意識が希薄であることから、各部門の責任者である社員が自己の職責を理解していないなど、当監査事務所では組織的な業務運営が十分に行われていない。
- 当監査事務所では、監査業務の審査において、財務書類に重大な疑義があり、適正意見を表明できないと決定したにもかかわらず、この決定に否定的な考えを持っていた業務執行社員は、これに従わずに適正意見を表明している。また、当監査事務所は、監査調書の閲覧による点検、業務執行社員の変更など、こうした事態の解決に向けた対策を講じていない。
- 当監査事務所では、事務所の方針として、監査に支障がない限りにおいて、社員

等に税理士業務等の兼業を認めることとしている。しかし、兼業業務が繁忙であることなどを理由に審査担当者が監査実施期間中に交代する状況となっており、監査事務所の方針と実態が乖離している。

(3) 規程の整備

- ・ 当監査事務所では、内部規程の整備に関する責任者が定められていないことや人員不足から、監査業務に関連する法令の改正等に伴う内部規程の見直しが適時、適切に行われておらず、規程間の整合性も図られていない。このため、当監査事務所では、法に定める大会社等に係る業務の制限の特例や就職制限に関する規程等が置かれていないほか、協会の倫理規則が全く反映されていないなど、内部規程が整備されていない。
- ・ 当監査事務所では、内部規程の制定・改廃に際して、事務所内で十分かつ適切な周知や説明が行われていない。このため、代表社員の中にも内部規程の内容を十分に理解していない者がいる。
- ・ 意思決定機関である社員会の決議事項について、当監査事務所では、社員の全員一致により決議してきているが、これまで特に問題がなかったとして、定足数、議決方法など、社員会の運営に関する規程を整備していない。
- ・ 当監査事務所では、協会による品質管理レビューにおいて内部規程が未整備であるとの指摘を受けることがないように、審理規程など内部規程の一部の適用時期の記載を遡らせ、従来から当監査事務所の内部規程として存在し、運用されていたかのように装っている。

(4) 法令諸基準の遵守

- ・ 当監査事務所では、品質管理の実施状況に係る点検業務を全く実施していない。さらに、この事実を隠蔽するために、法第34条の16第2項の規定に基づく業務報告書に、点検業務を実施している旨の虚偽の記載を行っている。
- ・ 当監査事務所では、理事会や経理担当部署などによる確認が不十分なため、記載事項の一部に誤りのある業務報告書及び損益計算書を行政当局に提出している。
- ・ 監査法人は、定款に定めれば法第2条第2項の業務（非監査証明業務）を行うことができる。しかし、当監査事務所では、社員の業務を個人で管理することを許容していることなどから、定款の目的に非監査証明業務を定めていないにもかかわらず

ず、社員がコンサルティング業務等を行っており、また、こうした事実を事務所として把握していない。

(5) 情報管理

- ・ 当監査事務所では、社員の経営する税理士事務所が同一フロアに所在し、両事務所間には間仕切りもなく、ファクシミリやサーバーを両事務所でも共有しているが、サーバーへのアクセス制限がかけられていないなど、法第 27 条により課されている監査業務に係る守秘義務を遵守するための情報管理が徹底されていない。

(6) 地方事務所の管理

- ・ 当監査事務所では、本部が地方事務所を適切に管理していないことから、地方事務所内で生じた問題の情報が事務所全体において共有されていない。このため、それが他の地方事務所でも起こりうる問題として本部により把握されず、また、その改善方法が全地方事務所にフィードバックされず、事務所全体として対応されなかったため、同一の問題が他の地方事務所において発生している。
- ・ 法令により、地方事務所には社員が常駐していなければならないとされているが、当監査事務所では、設置以来、社員が常駐していない地方事務所がある。

(7) 業務改善への取り組み

- ・ 当監査事務所では、組織が縦割りとなっており、監査事務所を横断して統括する部署がないため、協会の品質管理レビューでの指摘事項及びそれに対する改善指示が監査事務所全体に周知徹底されず、改善が不十分となっている。
- ・ 当監査事務所では、協会の品質管理レビューで指摘された事項について、監査事務所内への周知徹底が十分かつ適切になされていないため、品質管理レビューの対象被監査会社に係る監査業務のみの改善に止まり、それ以外の被監査会社に対する監査業務については業務改善が図られず、事務所全体での品質管理の改善が図られていない。
- ・ 地方事務所に対する本部指示の周知徹底を図るため、当監査事務所では、地域ブロックごとに、地方事務所長等で構成するミーティングを毎月開催することとしている。しかし、出席率が半分以下の地方事務所長がいるにもかかわらず、本部はそれに対する措置等を何ら行っていない。

- ・ 当監査事務所では、コンプライアンス意識の強化・徹底を図るため、監査事務所のコンプライアンス活動を一元的に行う体制を整備することとしたにもかかわらず、所掌業務の内容や量に応じた適切な人員の配置を行っていない。
- ・ 当監査事務所では、監査業務において使用するパソコンの紛失事案が発生している。しかし、報告体制が整備されていなかったこと、また、整備された後もそれが周知徹底されていなかったことから、当該紛失事案の報告が遅延している。また、社員等の処分に関する規程が整備されていないため、処分が適切に行われていない。これらのことから、監査事務所内に再発防止に対する意識が浸透せず、同種の紛失事案が繰り返し発生している。

2. 職業倫理及び独立性

(1) 職業倫理

- ・ 当監査事務所では、近年に策定及び改訂された会計基準及び監査基準等の内容を社員及び職員が十分に理解していないなど、職業的専門家としてその専門能力の向上と知識の蓄積がなされていないため、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持した監査が行われていない。

(2) 独立性（利害関係）の確認

① 年次の確認

- ・ 「品管報告書」によれば、独立性の保持が要求されるすべての所属監査実施者から、独立性の確認書を少なくとも年に一度入手しなければならないものとされている。しかし、当監査事務所では、独立性の確認に関する責任者を定めておらず、独立性の確認が実施されていない。
- ・ 利害関係の確認手続に関する規程及び責任者の定めがないことなどから、当監査事務所では、新規採用者の入所時に利害関係の有無の確認を行っていない。また、独立性の確認書が回収されていない監査実施者及び審査担当者がある。
- ・ 当監査事務所では、独立性の確認書の取りまとめ担当者である社員が、当該確認書の未提出者に悪質性がないものと独自に判断したことから、代表社員等に対して、未提出状態の解消のための措置を要請していない。

- ・ 当監査事務所では、利害関係の確認手続に関する規程及び責任者の定めがないため、監査実施者から回収した独立性の確認書に記載が全くないものがあるにもかかわらず、品質管理担当部署は何らの対応も行っていない。
- ・ 当監査事務所では、品質管理担当部署の認識不足から、非常勤の監査補助者に対して前年度に監査業務を実施した被監査会社のみを対象に独立性の確認を実施し、新規に関与することとなった被監査会社については、独立性の確認を実施せずに監査業務を行わせている。
- ・ 当監査事務所では、中途採用者に対して利害関係の確認を怠ったことから、内部規程で定められた独立性に関する規則に違反する、中途採用者による被監査会社の株式保有の発見が遅れている。

② 監査契約の新規締結時における確認

- ・ 業務執行社員が業務管理担当部署に対して利害関係の調査依頼を失念したことや、品質管理担当責任者が事務の煩雑化を懸念したことなどから、当監査事務所では、監査契約の新規締結の際の利害関係の確認が行われていない。
- ・ 当監査事務所では、契約担当社員が監査契約締結に関する報告を業務管理担当部署に対して行うことを失念したことから、被監査会社の連結子会社が利害関係の調査対象リストから漏れたため、当該連結子会社の利害関係の有無の確認が行われていない。

(3) 監査実施者の交替

- ・ 当監査事務所では、法に定める大会社等以外の監査業務について、同一の業務執行社員が長期間継続して関与しているにもかかわらず、独立性に対する脅威について適切な措置を講じる必要があるかどうかを判断する基準等を定めていない。

(4) 競業の禁止

- ・ 法の規定により、監査法人の社員は、所属する監査法人の業務の範囲に属する業務を自己又は第三者のために行ってはならないとされている。しかし、当監査事務所では、定款変更により、法第2条第2項の業務（非監査業務）として「財務に関する調査業務等」を同事務所の業務に追加したにもかかわらず、当監査法人の代表社員は、当該業務の内容を限定的に解釈し、民事再生手続に係る財産評定等については、当該業務には該当しないものと誤って理解していたことから、自己の個人事

務所の業務として「財産評定業務」を行っている。

3. 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

(1) 採用

- ・ 「品管報告書」によれば、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する方針及び手続を定めなければならないとされている。しかし、当監査事務所では、監査実施者の採用、社員への登用に関する具体的な選定方法や基準等を定めていない。
- ・ 当監査事務所では、非常勤の監査実施者の一部を、監査業務の補助に係る契約手続が未了のうちに、監査業務に従事させている。また人事担当部署は、契約手続終了まで監査業務を行わせない措置をとっていない。
- ・ 当監査事務所では、内部規程により、職員の採用決定は本部が行うこととされているにもかかわらず、地方事務所における採用は地方事務所単独で決定し、本部は事後報告を受けるだけであり、内部規程に準拠した職員の採用が行われていない。
- ・ 「前年度の CPE 履修義務不履行者は原則として採用しない」との当監査事務所の基本方針にもかかわらず、人事担当部署が面接時に前年度の履修状況の確認を怠ったことから、CPE 履修義務不履行者を採用している。

(2) 教育・訓練

- ・ 法の規定により、公認会計士は、資質の向上を図るため協会が実施する研修を受けなければならないとされているが、当監査事務所では、監査実施者の CPE 履修状況を事務所として把握せず、個人管理に委ねていたため、履修義務不履行となっている者がいる。
- ・ 監査業務に係る点検の結果、不備の程度が高いと認められた監査業務を担当していた業務執行社員等に対して、当監査事務所では、特別研修を実施している。しかし、品質管理担当部署は、当該研修の欠席者の欠席理由を把握していない上、欠席者に再研修をさせるなどの対応をとっていない。

(3) 評価、報酬及び昇進

- ・ 当監査事務所では、監査実施者の評価、報酬及び昇進に関する方針及び手続が未整備であったことから、監査実施者が能力を高めこれを維持すること、職業倫理及び独立性を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いる人事制度となっていない。
- ・ 当監査事務所では、定款において、社員報酬については総社員の同意をもって別に定めることとしているが、別途の規程が定められていない。また各地方事務所では、それぞれの判断で社員報酬を決定している。
- ・ 当監査事務所では、各部門、各地方事務所での社員等の評価手続が、本部が定めた手続に準拠しておらず、本部が定めた方針と手続が監査事務所全体において統一的に運用されていない。
- ・ 当監査事務所では、内部規程において、研修への出席状況、職業倫理に関する事項の理解などを考慮して監査実施者を評価することとしているにもかかわらず、具体的な評価項目が定められておらず、また監査実施者に対する適正な評価を行う態勢が整備されていない。
- ・ 必須の研修を受講期限内に受講していないなどの社員等の研修に関する情報を、研修担当者が人事担当部署に提供していないことから、当監査事務所では、研修の受講状況が社員等に対する人事評価に反映されていない。

(4) 選任

- ・ 監査事務所として、監査実施者の選任に関する方針及び手続を定めなければならないとの認識が不足していたことから、当監査事務所では、内部規程においてこれらの事項を全く定めていない。
- ・ 当監査事務所では、業務執行社員について、監査業務を実施するための適切な能力等を有しているか否かに関する評価基準が定められておらず、能力に基づいた業務執行社員の選任がなされていない。
- ・ 内部規程において、業務執行社員の選任については部門責任者による承認が必要と規定されているにもかかわらず、当監査事務所では、本部の指示が徹底されていなかったため、部門責任者による承認がなされる前に業務執行社員が監査業務を実施している。

(5) 交替

- ・ 当監査事務所では、業務執行社員の交替制度の整備に取り組んでおらず、内部規程において業務執行社員の交替に関する方針及び手続を全く定めていない。
- ・ 法令によれば、「業務執行社員と同程度以上に監査業務に実質的な関与をしている監査補助者」についても、交替制度の対象とされている。しかし、当監査事務所では、業務執行社員等の交替制度に関する規程が整備されていないことから、監査補助者として引き続き関与している前任の業務執行社員について「業務執行社員と同程度以上に監査業務に実質的な関与をしていると認められる監査補助者」に該当するか否かの検討が行われていない。

(6) 処分

- ・ 当監査事務所では、内部規程において、社員の処分に係る担当部署、処分対象行為及び具体的な処分基準が定められていないなど、処分体制が整備されていない。
- ・ 当監査事務所では、社員等に対する処分が適時に実施されているかどうかの確認体制が整備されていなかったため、年次の独立性の確認の結果発見された違反者に対する処分が行われていないことを事務所として把握していない。

4. 監査契約の新規の締結及び更新

(1) 方針及び手続

- ・ 当監査事務所では、監査契約の新規の締結又は更新に当たっての審査に係る方針及び手続を策定していない。

(2) 契約リスクの評価

- ・ 当監査事務所では、代表者以外の社員が獲得した監査業務を当該社員の個人管理としていたことから、契約更新のリスク評価を事務所として実施することなく、各業務執行社員個人の判断により契約が更新されている。
- ・ 会計監査人就任の依頼を受けた際、契約リスクの評価手続が完了していないにもかかわらず、当監査事務所は、監査契約の締結又は更新の意思表示を行い、当該手続を完了する前に依頼会社の株主総会で会計監査人に選任されている。

- ・ 当監査事務所では、監査契約の新規の締結及び更新に係るリスク評価の検討過程や結果が文書化されていない。

(3) 承認手続

- ・ 監査契約に係る承認手続が終了していないにもかかわらず、当監査事務所では、業務執行社員が事務所を代表して監査契約を締結し、または監査業務に着手しているものがある。
- ・ 当監査事務所の内部規程において、監査契約に係る申請者と承認者は同一であってはならないと規定されているにもかかわらず、監査契約の新規の締結に際して、申請者と承認者が同一となっている。
- ・ 監査契約の新規の締結の承認に当たって、当監査事務所では、不祥事により退任した前経営者の経営への影響力の排除等の条件を遵守する旨の確認書を監査依頼人から入手することを契約締結の条件としていたにもかかわらず、当該確認書を入手しないまま、業務執行社員が監査契約を締結している。

5. 監査業務の実施

以下の指摘事例は、各監査事務所で実施された監査調書の査閲、監査業務に係る審査又は品質管理システムの監視において指摘を受けておらず、審査会の検査において問題点として認識されたものである。

なお、行為主体については、原則として「監査実施者」と表示しているが、「業務執行社員」と「監査補助者」を区別する必要がある場合及び「業務執行社員」に特有の指摘と認められる場合においては、「業務執行社員」又は「監査補助者」と表示している。

(1) リスク・アプローチに基づく監査計画の立案

① 重要性の基準値の決定及び改訂

- ・ 監査実施者が監査計画段階において重要性の基準値を決定していない監査業務や監査計画段階において決定した重要性の基準値を意見形成時にのみ使用し、実施すべき監査手続の決定に利用していない監査業務がある。
- ・ 重要性の基準値の決定に際して用いた過年度の財務諸表数値と当年度の財務諸表数値の実績が大きく乖離した場合には、必要に応じて重要性の基準値を改訂

しなければならぬにもかかわらず、当監査事務所は、重要性の基準値の改訂に関する方針を策定していない。また、監査実施者は、重要性の基準値の改訂の要否を検討していない。

- ・ 当監査事務所が定めた重要性の基準値を改訂すべき乖離率を監査実施者に周知していなかったことから、監査実施者は、追加的なリスク対応手続の要否を検討していない。
- ・ 当監査事務所の業務執行社員は、期中において重要性の基準値を低い値に改訂し、監査計画を修正しているにもかかわらず、監査補助者に周知しなかったことから、監査補助者は改訂前の重要性の基準値を基に監査手続を実施している。また、業務執行社員は監査補助者が作成した監査調書を査閲しているにもかかわらず、この事実を看過している。

② 重要な虚偽表示のリスクの評価

- ・ 監査計画段階において、監査実施者は、前事業年度の監査結果や経営環境の変化等を踏まえて、固有リスクの評価を更新すべきであるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は固有リスクの評価を更新していない。
- ・ 債務超過である重要な連結子会社であるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者はこの子会社を十分に検討することなく固有リスクが低いと評価している。
- ・ 会計上の見積りを含む財務諸表項目レベルの固有リスクについて、当監査事務所の監査実施者は十分に検討することなく低いと判定している。
- ・ 運用評価手続として実施したサンプルチェックの件数が監査事務所の監査マニュアルに定める件数に達していないにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は被監査会社の統制リスクが低いと評価している。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、期中の一定期間について、内部統制の運用評価手続を実施しているが、残余期間については評価を行っていない。
- ・ 内部統制が有効に運用されていると想定する場合において、当監査事務所の監査実施者は、売上サイクルについては内部統制の運用評価手続を行っているものの、それ以外の取引サイクルについては、重要な勘定科目に係るものであるにもかかわらず、運用評価手続を行っていない。

③ リスク対応手続の決定

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、監査計画段階において、重要な虚偽表示のリスクの暫定的評価を行っておらず、これに基づく運用評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続を決定していない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、内部統制が有効ではなく、統制リスクが高いと評価しているにもかかわらず、内部統制に依拠した監査手続を実施している。

④ 監査手続書の作成

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、監査事務所の標準的監査手続書を被監査会社にもそのまま適用し、被監査会社の業種に特有な勘定科目を考慮した監査手続書を作成していない。

(2) 経営者等とのディスカッション

- ・ 当監査事務所の業務執行社員は、監査計画段階において、経営者との面談を行っているものの、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するためのリスク評価手続の一環として経営者とのディスカッションを行っていない。
- ・ 監査計画段階において、不正及び誤謬に起因する財務諸表の重要な虚偽の表示の可能性について、重要な協議項目として経営者とのディスカッションをしなければならないにもかかわらず、当監査事務所の業務執行社員はこれを行っていない。

(3) 継続企業の前提

- ・ 多額の固定資産の含み損及び借入金のある被監査会社について、当監査事務所の業務執行社員は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象等の有無に関する監査手続を十分に実施していない。
- ・ 売上高の著しい減少、継続的な営業損失の発生及び重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上など、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象等が存在している被監査会社について、当監査事務所の業務執行社員は、経営計画の実行可能性に関する詳細な検討を行っていない。
- ・ 債務超過のため継続企業の前提に重要な疑義のある被監査会社の監査において、

当監査事務所の業務執行社員は、今後の事業計画の実行可能性の検討や増資資金の入金の確認等を行ったとしているものの、再生スキームや支援を引き受けるとされている主要株主について把握していないなど、継続企業の前提に関する注記の内容について十分な検討を行っていない。

- ・ 重要なマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している被監査会社の監査において、当監査事務所の業務執行社員は、経営者とのディスカッションを行うことなく、財務担当者に対する質問のみで、継続企業の前提に重要な疑義がないと判断している。

(4) 会計上の見積りの監査

① たな卸資産の評価

- ・ 廃棄品として評価減すべきたな卸資産について、被監査会社は評価減を行っていないにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、たな卸資産の評価の妥当性について検討していない。

② 販売用不動産の評価

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、販売見込額と帳簿価額を比較して強制評価減の必要がないと判断しているが、販売見込額の妥当性や売却の実現可能性を検討していない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、販売用土地の評価に当たり、収益還元価額に基づき強制評価減の必要はないと判断しているが、賃貸用不動産として売却する場合の評価額などについて検討していない。また、その判断に当たり客観的な評価を入手するなどの手続を実施するか検討していない。

③ 関係会社株式の評価

- ・ 市場価格のない子会社株式の実質価額が著しく低下しているにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、子会社の事業計画等を入手しておらず、また、当該子会社株式の実質価額の回復可能性を十分に検討せずに、回復可能性があるかと判断するなど、減損処理の要否を十分に検討していない。また、当監査事務所の監査実施者は、前事業年度の利益計画を達成して債務超過を脱したことを理由に、十分に検討することなく回復可能性があるかと判断して、被監査会社が減損処理を行わないことを容認している。

④ 貸倒引当金

- ・ 一般債権に対する貸倒引当金の設定について、当監査事務所の監査実施者は、被監査会社が過去に算定した貸倒実績率の妥当性を検討することなく、当該貸倒実績率の採用を容認している。
- ・ 長期未回収の長期貸付金等について、当監査事務所の監査実施者は、「金融商品に係る会計基準」等で定める貸倒懸念債権に該当するかどうか検討することなく、被監査会社が算定した貸倒引当率に基づく貸倒引当金の設定を容認している。

⑤ 繰延税金資産の回収可能性

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社が将来年度も十分な利益計上を計画しているとして、会社区分、将来減算一時差異の解消スケジュール、将来年度の課税所得について被監査会社から明確な説明を受けておらず、繰延税金資産の回収可能性に関する被監査会社の判断の妥当性の検証を十分に行っていない。
- ・ 被監査会社の将来減算一時差異の解消スケジュールについて、当監査事務所の監査実施者は、有価証券の売却等による損益の実現可能性及び処分の実現性等の検討など、スケジュールリングの妥当性について個別具体的な検証を行っていない。

⑥ 退職給付引当金

- ・ 被監査会社は、退職給付引当金の計算に当たって、割引率や期待運用収益率を変更しているが、当監査事務所の監査実施者は変更の妥当性を検討していない。
- ・ 年金教理人が算定した退職給付債務及び退職給付費用に基づく退職給付引当金と被監査会社の計上額との間に差異が発生しているにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者はこの事実を看過している。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、退職給付債務及び年金資産残高について、直接確認を行っていない。

(5) 立会

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、実地たな卸の基準日現在のテスト・カウント・データから決算日までの受払データについて、基準日に検証した残高と期末日の残高

とを関連付けるためのロール・フォワード手続を実施していない。また、監査手続書において監査実施者が入手することとされている入出庫のカット・オフ・データを入手していない。

(6) 確認

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、残高確認状の発送基準を明確に定めておらず、重要な取引について確認手続を実施していない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、残高確認状の発送を被監査会社に依頼しており、自ら発送及び回収していない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社から残高確認の選定対象を一部除外するよう要求され、正当な理由がないにもかかわらず、要求に従って除外している。
- ・ 確認先から回答がなかったり、回収した確認状について確認先の責任者の押印がないなど確認状に不備があるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、再発送又は代替手続を実施していない。また、確認状をファクシミリで受領しているのみで、原本を回収していない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、決算日以外の日を売掛金の確認基準日として確認手続を実施しているが、ロール・フォワード手続を実施していない。
- ・ 多額の確認差異が発生しているにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、証憑との突合等、その発生原因を把握するために必要な監査手続を実施していない。また、確認差異について、その内容や量的・質的影響を検討していない。
- ・ たな卸資産全体に占める外部保管在庫の割合が高く、重要性があるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、保管先に対して確認手続又は実地たな卸の立会を実施していない。

(7) 実査

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、第三者に担保として提供される可能性のある定期預金証書を実査の対象としていない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、預金の実査時に小切手のカット・オフ・データを入手していない。また、小切手のカット・オフ・データは入手しているものの、当

座勘定照合表と突合していないなど、預金や経費の振替等の期間帰属の妥当性の検証を行っていない。

- ・ 有価証券の帳簿上の株式数について、当監査事務所の監査実施者は、預け先への確認や現物の実査等の監査手続を省略している。

(8) 連結の範囲

- ・ 役員 の 状況や被監査会社への資金面での依存状況から子会社に該当する可能性のある会社であるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、当該会社が子会社に該当するかどうか検討していない。
- ・ 被監査会社が連結対象としなかった子会社について、当監査事務所の監査実施者は、子会社の資産及び売上高等が企業集団の財政状態及び経営成績に与える影響等を検討せずに、被監査会社の処理を容認している。

(9) 関連当事者

- ・ 詳細な監査計画を作成するための指針となる監査の基本的方針を策定するに当たり、関連当事者との取引を考慮しなければならないにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者はこれを考慮していない。
- ・ 関連当事者の存在及び関連当事者との取引を網羅的に把握するための被監査会社の内部統制の整備状況が不十分であると認識しているにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、被監査会社から提供された関連当事者に係る情報の網羅性について十分な検討を行っていない。
- ・ 被監査会社において、関連当事者の議決権割合を計算するに際して議決権のない相互保有株式の存在を考慮しなかったことから、誤った議決権比率を算出しているが、当監査事務所の監査実施者はこの事実を看過している。

(10) 後発事象

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社又は連結子会社について、決算日後の取締役会等の議事録の閲覧や月次試算表等の内容の検討を行っていない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、会社法監査の監査意見表明時から証券取引法監査の監査意見表明時まで申請、決裁された被監査会社の稟議書を閲覧していな

い。

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社の財務、経理担当役員等に対し、重要な連結子会社等の後発事象の発生の有無について、質問していない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社において後発事象の発生の有無及び発生した場合の内容等を把握するための内部報告制度が整備されているか否か検討していない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者が他の監査人に対して発送した後発事象の有無に関する確認状の回答期限が、会社法監査報告書日付後の日付となっている。

(11) 経営者確認書

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、経営者確認書に「監査人が発見した未訂正の財務諸表の虚偽の表示による影響が、個別にも集計しても、財務諸表全体にとって重要でない旨」及び「監査人から要請のあった関連当事者の存在及び関連当事者との取引の識別に関するすべての資料は監査人に提供した旨」の記載を求めている。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、経営者確認書を監査報告書の交付日に入手していない。

(12) 他の監査人の監査結果の利用

- ・ 他の監査人の監査結果を利用しているにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は、他の監査人の信頼性の程度を確かめていない。また、他の監査人が被監査会社、子会社及び関連会社に対し独立性を保持していることを確認する文書を入手していない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、他の監査人に対して、重要性の判断基準に関する監査指示書や質問書を送付していないことから、検出事項一覧表、後発事象の発生の有無に係る回答を入手できていない。

(13) 訴訟事件等に係るリスク管理体制の評価

- ・ 重要な訴訟事件を抱えている被監査会社の監査において、当監査事務所の監査実施者は、訴訟事件に係るリスク管理体制の検討・評価が不十分である。

(14) 弁護士への確認

- ・ 金額的重要性が高い訴訟事件であるにもかかわらず、当監査事務所の監査実施者は弁護士への確認を行っていない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、会社法監査報告書日付までに回収していない確認状があるにもかかわらず、被監査会社に対して回答の督促をするなど追加の手続や弁護士に面談するなどの代替的手続を実施していない。
- ・ 確認の対象期間は、事業年度の期首から監査報告書日前の可能な限り監査報告書日に近接した日とされている。しかし、当監査事務所の監査実施者は、確認状の回収日を会社法監査報告書日付より1か月以上前に設定しているにもかかわらず、合理的な理由もなく、その後の状況を確認するための追加的な確認手続を実施していない。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、確認状を監査報告書日当日に発送しているため、回答期限及び回収日が監査報告書日後となっている。

6. 監査調書

(1) 監査調書の作成

以下に記載している事例のほか、実施した監査手続、判断過程及び結論などが監査調書に具体的かつ詳細に記載されていない事例が多数の監査業務において認められている。

- ・ 「監査基準委員会報告書」によれば、監査調書には、実施した監査手続、事実の認定及びその判断結果等が適切に理解できるように秩序整然と記録され、一定の体系のもとに配列・整理されなければならない。しかし、当監査事務所では、監査調書の作成方法に関する具体的な内部規程がなく、また、教育研修や監査現場における指導監督が不十分であることから、監査調書に作成日付、作成者名及び調書番号等が記載されておらず、体系的に配列・整理されていない。
- ・ 「監査基準委員会報告書」によれば、監査調書には、監査意見を形成するに足る合理的な基礎を得るために実施した監査手続及び入手した監査証拠等の重要事項が漏れなく記録されていなければならないとされている。しかし、当監査事務所

は、独立性に関する調査資料が監査調書に綴られておらず、調査担当者のパソコンに保存されている。

- ・ 当監査事務所の監査実施者が実施した実証手続や継続企業的前提等に係る検討過程等について、監査調書の記録及び作成が広範囲にわたり不十分であることから、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施したこと及び十分かつ適切な監査証拠に基づいて監査意見を形成したことを説明できない。
- ・ 当監査事務所では、監査調書の整理方法等について明確な規定がなかったことから、個別監査業務に対する定期的な検証により発見された不備に対し、業務執行社員は、既に整理・完成された監査調書と明確に区分せずに、監査調書の記録を遡って訂正したり、監査報告書提出後に補完的に実施した監査手続を当初実施した監査手続に書き加えたりしている。

(2) 監査調書の査閲

- ・ 当監査事務所では、業務執行社員等による十分な査閲が行われていないことから、実施した監査手続が監査調書に記載されていないなどの不備が指摘されず、放置されたままになっている。
- ・ 当監査事務所では、業務執行社員等による査閲のサインがほとんど行われておらず、査閲を行った証拠が認められない。

(3) 監査調書の管理・保管

- ・ 「監査基準委員会報告書」によれば、監査調書は、監査終了後、相当期間、安全確実に整理保存されなければならないとされている。しかし、当監査事務所では、監査調書の安全確実な整理保存に関する具体的な規程がない。このため、被監査会社ごとの総冊数や内訳が管理簿等によって全く管理されておらず、監査事務所として統一的な監査調書の管理・保管がなされていない。
- ・ 当監査事務所では、内部規程において、地方事務所ごとに監査調書の管理、保管及び廃棄等に係る手続及び方法を定めることとなっているにもかかわらず、規程を作成していない地方事務所があることから、管理台帳等の未作成、被監査会社で監査調書を保管するなど、監査調書の管理・保管が不適切となっている。
- ・ 内部規程では、監査調書は監査事務所内の保管庫等に保管すべき旨規定されているにもかかわらず、監査調書の安全確実な管理・保管に関する認識が監査実施者の

みならず、代表者においても不足しており、事務所として監査調書の管理態勢が不十分である。このため、例えば、監査調書が被監査会社、被監査会社の子会社、代表社員の個人事務所や自宅に保管されていたり、過去の電子監査調書データ等が担当者の個人管理しているMOディスクに保存されている事例がみられる。また、保存期間満了後の監査調書が段ボール箱に箱詰めされて監査事務所内の一角に積まれており、保存期間満了後の監査調書の取扱いが適切になされていない事例がみられる。

- ・ 監査証拠の保存の重要性について、当監査事務所の業務執行社員は監査補助者を十分に指導していないことから、監査補助者が実施した監査手続の証拠が残っている精算表等の書類を廃棄しており、証拠のない最終版のみが監査調書として保管されている。
- ・ 監査実施者が回収した残高確認状を監査調書に綴じることなく、長期間放置したことから、当監査事務所では残高確認状の原本の所在が不明となっている。
- ・ 当監査事務所の監査実施者は、被監査会社の取引先から收受した確認状に係る回答書の正本を監査調書に綴じておらず、内容の検証も十分に行うことなく、異なる被監査会社に係る回答書を混在させたまま、監査事務所内の收受文書保管キャビネットに放置しており、回答書の管理・保管が不適切である。

7. 監査業務に係る審査

(1) 方針及び手続

- ・ 「品管報告書」によれば、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定めなければならないにもかかわらず、当監査事務所では、内部規程においてこれらの事項を定めていない。
- ・ 協会が公表した「中小監査事務所向け監査ツール」を十分に検討することなく、そのまま監査事務所の品質管理規程としたため、当監査事務所においては審査体制としてレビューパートナー制を採用しているにもかかわらず、レビューパートナー制とは矛盾する合議制を前提とした規定や、監査法人には認められない委託審査を前提とした規定が設けられている。
- ・ 「品管報告書」によれば、法に定める大会社等以外の監査業務に係る審査については、監査業務の質が合理的に確保される範囲において、審査で検討する事項等を

簡素化又は柔軟に実施することができる」とされているが、審査そのものの省略はできないこととなっている。しかし、当監査事務所は、この解釈を誤り審査の省略ができるものと考え、法に定める大会社等以外の監査計画に係る審査を「必要に応じて行う」旨を内部規程に定め、策定段階において計画審査を実施していない。

- ・ 品質管理責任者による内部規程の周知が不十分であったことから、当監査事務所では、内部規程において審査担当者が審査を行うに当たり作成することとされている、審査に係る重点項目についてのチェックリストが作成されていない。

(2) 審査態勢

① 審査態勢全般

- ・ 当監査事務所では、審査資料の添付書類として財務諸表(案)や監査報告書(案)が表示されているにもかかわらず、審査内容の記録に係る重要性の認識が事務所全体において希薄であり、また内部規程においても審査資料の保存に関する具体的な規定が設けられていなかったため、それらの資料が審査資料ファイルに綴じられていない。

② 審査担当者の適格性

- ・ 「品管報告書」によれば、審査担当者は審査対象となる監査業務に従事していない者でなければならないとされている。しかし、当監査事務所では、審査委員会の責任者が審査対象となる監査業務に従事している者を網羅的に把握する体制が整備されていないことから、当該監査業務に従事している者を審査担当者に任命している。
- ・ 当監査事務所では、審査委員の審査業務を補助する職員が監査結果と意見形成の妥当性を中心とする重要な審査を実施したり、審査委員会を当該職員のみで開催して審査を実施している。このため、「品管報告書」で要求されている、監査責任者と同程度以上の専門的能力と実務経験を有すべき者を審査担当者とした審査が実施されていない。

③ 合議制審査

- ・ 当監査事務所の内部規程では、審査は複数の委員で構成される合議制により実施することとされているにもかかわらず、審査委員のほとんどが審査対象の監査業務の関与者であるため、審査に加わることができないことから、審査委員1名

のみにより審査が実施されている。

- ・ 当監査事務所の内部規程では、審査は合議制により実施することとされているにもかかわらず、実際には、個々の審査委員がそれぞれ担当の監査業務の審査を実施し、その審査結果を要約した審査結果報告書を審査委員長が最終的に確認するという分業的な方法により実施されており、合議制による審査が実施されていない。
- ・ 当監査事務所の内部規程に審査委員会の定足数についての定めがないことから、構成員の四分の一以下の出席しかないにもかかわらず、審査委員会において審査の結論について議決している。
- ・ 当監査事務所の内部規程において、審査委員会は審査委員の過半数の出席により成立し、審査結果は出席委員の全員一致によると規定されているにもかかわらず、過半数の審査委員が欠席している状況において審査が行われている。

④ 審査担当者の引継

- ・ 当監査事務所では、審査担当者の変更に際し重要な情報の伝達や留意点の引継ぎ等を行うことが内部規程において定められていないことから、中間期と期末の審査を異なる審査担当者が実施した場合において、当該担当者間で重要な情報の伝達、留意点の引継ぎ等が行われておらず、期末の審査担当者が重要な監査上の論点を看過している。

(3) 審査の実施

① 計画審査

- ・ 当監査事務所では、内部規程において、すべての監査業務について監査計画の審査を実施する旨を規定しているにもかかわらず、事務所内において計画審査の重要性に対する意識が低かったことから、監査計画の審査を実施していない監査業務がある。
- ・ 監査計画の審査の実施時期が具体的に定められていないことから、当監査事務所では、監査計画の審査が中間監査又は期末監査の意見審査と同時に実施されており、適時に実施されていない。

② 事前審査

- ・ 「品管報告書」によれば、監査報告書が発行される前に審査担当者が同意できるよう、重要事項については、監査実施中の必要な段階で適時に審査を実施する必要がある。しかし、当監査事務所では、重要事項についての定めがないことから、重要事項に該当するか否かの判断が監査実施者に任せられている。このため、被監査会社等と監査実施者との間で見解が相違する重要な事項であるにもかかわらず、監査実施者が重要事項と判断しなかったため、期末意見審査前に適時に審査を受けていない。
- ・ 当監査事務所の内部規程では、業務執行社員は、監査の過程において重要な判断を必要とする場合には、事前審査を受けなければならないと規定されている。しかし、重要な判断を必要とする場合に該当する事項の一部について事前審査が実施されていない。

③ 意見審査

(未実施)

- ・ 「品管報告書」によれば、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないにもかかわらず、当監査事務所では、監査意見表明のための審査に関する方針と手続を整備しておらず、また監査意見の表明に先立って審査が実施されていない。
- ・ 中間監査意見を表明せずに半期報告書の提出期限直前に前任監査人が辞任した被監査会社について、後任監査人として短期間で中間監査意見を表明することを優先したことから、後任監査人である当監査事務所は、審査を実施せずに中間監査意見を表明している。
- ・ 当監査事務所の代表社員は、自らが監査補助者として関与した監査業務について、監査報告書の提出期限までに審査資料を作成することができなかったが、審査上問題となる事項はないと勝手に判断し、審査を受けていないにもかかわらず、審査が問題なく終了した旨を業務執行社員に報告している。さらに、当該業務執行社員はこの監査補助者からの報告を信頼し、審査が実施されたかどうかを自ら十分に確認しなかったことから、審査を受けないまま監査意見を表明している。

(審査資料の不備)

- ・ 監査業務の審査は監査意見の形成を客観的に評価するものであることから、審

査結果を審査資料に慎重かつ明確に記載する必要がある。しかし、審査の内容及び結論については審査担当者において記録すべきものとの認識が事務所全体に不足していたことから、当監査事務所では、監査実施者が審査資料を提出するに当たって、審査結果をあらかじめ記載している。

- ・ 当監査事務所では、資料の差し替えをすべきであるにもかかわらず、それが行われていないなど、審査資料が不完全な状態である。また、業務執行社員も審査資料の補完状況を確認していない。

(審査不十分)

- ・ 当監査事務所の監査実施者は、審査資料において会計監査上の問題点に一切言及しておらず、重要な会計処理が審査に諮られていない。
- ・ 当監査事務所では、証券取引法監査の意見審査を商法特例法監査の意見審査と併せて実施している。このため、商法特例法監査の意見審査終了後、証券取引法監査の監査報告書までの間に重要な後発事象が発生しているにもかかわらず、当監査事務所では、業務執行社員が財務諸表の重要な後発事象の注記及び監査報告書の追記情報に係る審査の必要性を認識していなかったため、当該事項について審査が実施されていない。
- ・ 当監査事務所では、監査業務の意見表明の審査に当たり、業務執行社員から財務諸表（案）及び監査報告書（案）の提出を受けないまま、監査結果の概要に関する説明資料のみを用いて審査が実施されている。
- ・ 「品管報告書」によれば、監査業務に係る審査においては、すべての監査業務について監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価する必要がある。しかし、当監査事務所では、業務執行社員が行った監査手続を過大に信頼する風土が監査事務所内にあり、監査上の重要な論点について深度ある審査が実施されていない。
- ・ 当監査事務所では、適切な監査手続が実施されたかどうかについて審査するに当たり、審査担当者は、時間的余裕がなかったことを理由として、審査資料として添付された有価証券報告書案に目を通したのみで、業務執行社員への質問等を行っていない。
- ・ 審査担当者が指摘した重要事項に対し、後日、業務執行社員から回答を受けることとしていたにもかかわらず、当監査事務所の審査担当者は回答を受けること

なく業務執行社員の監査意見に同意している。

- ・ 当監査事務所では、審査の方針及び手続において、審査資料の形式のみを設定し、審査手続や監査上の検出事項等、審査を必要とする事項について明確に定めていない。そのため、業務執行社員が監査意見形成に当たっての重要項目には該当しないとの判断から、審査資料に記載しなかった重要な監査上の検出事項について、審査が実施されていない。
- ・ 当監査事務所では、内部規程において、チェックリストに基づく形式的な審査ではなく、職業的専門家としての懐疑心をもって、監査業務を全体的な観点から検討し、実質的な審査を実施する旨が規定されている。しかし、多くの審査はチェックリストを用いて行う業務執行社員との面談と質疑にとどまっており、監査調書の参照などを伴った深度ある審査が行われていない。
- ・ 審査で指摘された事項のフォローアップが未了であり、審査が完了していないにもかかわらず、当監査事務所の業務執行社員は、当該指摘事項が監査意見に影響を与えるものではないことを理由に審査完了前に監査意見を表明している。

(事後審査)

- ・ 当監査事務所では、業務執行社員の個人事務所の業務が繁忙であり、被監査会社の会計処理に問題が特にないと考え、当該業務執行社員は審査を省略してもよいのではないかと判断した。このため、審査委員会の開催日程の調整及び開催が遅れ、審査は意見表明後となっている。

(審査過程の記載の不備)

- ・ 「品管報告書」によれば、監査業務に係る審査が事務所に定める方針及び手続に従って実施されたことや、審査担当者が監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成について適切ではないと判断した事項がなかったことなどを監査調書として文書化しなければならない。しかし、当監査事務所では、審査資料の審査担当員名、審査実施日、審査手続、審査結果、審査担当員のコメント及び結論の欄に記載がないものがある。
- ・ 当監査事務所では、提出された財務諸表（案）における継続企業の前提に関する重要な疑義に係る事項の注記に関し、審査担当者の意見及び指示事項は記載されているが、業務執行社員の見解を踏まえた審査担当者の判断が記載されていない。このため、当該注記が適切であるかどうかの審査検討過程が明らかでない。

8. 品質管理のシステムの監視

(1) 品質管理のシステムの日常的監視

- ・ 「品管報告書」によれば、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めなければならないにもかかわらず、当監査事務所では、点検業務を担う組織は設置したものの、点検に関する方針及び手続を整備していない。このため、監査事務所としての品質管理及び個々の監査業務における品質管理のいずれの実施状況に関しても点検が実施されていない。
- ・ 当監査事務所では、本来実施すべき点検手続に対する認識が不足していることから、点検に係る内部規程において「品質管理のシステムに関する日常的監視」の手続を定めていない。
- ・ 個別の監査業務において、形式的審査、審査未実施あるいは審査資料作成不備などの問題があることを当監査事務所は認識しているにもかかわらず、監査事務所として、審査の実施状況を点検した結果に対する改善に向けての具体的な対応をしていない。
- ・ 当監査事務所では、点検で指摘された事項の改善状況を確認する体制がとられていないため、改善されていない事項を業務執行社員等が「改善済み」として処理しているにもかかわらず、当監査事務所はこの事実気付いていない。
- ・ 品質管理業務の経験が浅い担当者の認識不足や品質管理担当責任者の管理が不十分であったことから、当監査事務所では品質管理部門が実施した日常的監視の内容が記録されていない。

(2) 監査業務の定期的な検証

- ・ 当監査事務所では、被監査会社に関する監査業務の点検を実施するために必要な人員を確保できなかったことから、全点検項目の約半数の項目についてしか評価が行われていない。
- ・ 「品管報告書」によれば、監査業務の定期的な検証は、通常は循環的に実施され、3年を超えない期間を一つのサイクルとして、一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務が検証の対象として選定される必要がある。しかし、当監査事務所では、監査業務の定期的検証対象となる個別監査業務について、証券取引法及び会社法監査のみを選定していることから、すべての業務執行社員に対して少なくとも

も一つの監査業務を選定することとなっていない。

- ・ 当監査事務所では、少なくとも3年に1度、業務執行社員は実施した監査業務について定期的検証を受けることとされているにもかかわらず、3年を超える期間、定期的検証の対象として監査業務が選定されていない業務執行社員がいる。
- ・ 「品管報告書」によれば、定期的検証の結果は最高経営責任者等に伝達されなければならないとされている。しかし、当監査事務所では、最高経営責任者を選任していないことから、定期的な検証の結果を伝達する相手方が存在しない。
- ・ 当監査事務所では、内部規程において、個別の監査業務について循環的に定期的な検証を行うとしているにもかかわらず、品質管理担当部署は、検証計画を策定することなく、また、検証対象の選定理由も不明確なまま、監査調書の整備の観点から監査調書を閲覧しているのみである。
- ・ 「品管報告書」によれば、監査業務の定期的検証の担当者は、その監査業務の実施又は審査に関与してはならないにもかかわらず、当監査事務所では、内部規程において、監査業務の実施者又は審査の関与者が定期的な検証の担当者となる例外を認めており、当該監査業務の審査を担当した社員が同じ監査業務の定期的な検証を実施している。
- ・ 当監査事務所では、監査業務の定期的な検証を行う体制が整備されておらず、地方事務所に対する定期的検証が全く実施されていない。
- ・ 当監査事務所では、品質管理担当部署の責任者は、個別監査業務の定期的な検証により発見された不備に対し監査実施者が提出した改善策の妥当性の評価やフォローアップを行っていない。

(3) 不服と疑義の申立て

- ・ 「品管報告書」によれば、監査事務所内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するための、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めなければならないとされている。しかし、当監査事務所では、これらの事項を定めていない。
- ・ 当監査事務所では、不服と疑義の申立てに関する規程の必要性に対する認識が希薄であることなどから、関与先又はその他第三者等の監査事務所外からの申立てが行われる場合の具体的な通報経路が定められていない。

- ・ 当監査事務所では、被監査会社に係る匿名の情報が寄せられたにもかかわらず、情報を受けた事務局のコンプライアンス担当者の、不服と疑義の申立てに関する内部規程についての認識が不十分であったことから、内部規程により定められた通報経路に基づいた処理を行っていない。

9. 監査事務所間の引継

- ・ 監査契約の新規の締結に際し、後任監査人は、前任監査人の監査調書の閲覧について被監査会社から文書による承諾を得る必要がある。しかし、当監査事務所では、口頭による承諾のみで、文書による承諾を得ていなかったことから、引継の際に、前任監査人の監査調書の閲覧ができていない。
- ・ 前任監査人が期中に交代しており、かつ、継続企業の前提に関する注記が付されている被監査会社に関する前任監査人との引継において、当監査事務所では、監査人の交代事由に関する見解について前任監査人への質問を行っていない。

10. 共同監査

- ・ 当監査事務所では、共同監査人との間において、個々の勘定科目ごとの役割分担表を作成しているものの、監査上の重点項目に係る詳細な役割分担を文書により明確化しておく必要性を認識していなかったことから、共同監査人の間における役割分担が不明確となっている監査上の重要項目がある。
- ・ 当監査事務所では、共同監査人の監査調書のコピーを入手し、共同監査人が監査計画に従って監査手続を実施したことを確認しているにもかかわらず、その結果を明確に文書化していない。
- ・ 共同監査協定書において、監査調書の相互査閲の方法が明確に定められていないことから、当監査事務所では、共同監査人が作成した監査調書に対する査閲が一部未実施となっている。

監査の品質の一層の向上のために

— 審査基本方針等 —

公認会計士・監査審査会
平成 19 年 6 月 29 日
改正 平成 20 年 6 月 30 日

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（公認会計士法第1条）。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の使命の公益性に鑑み、その行う財務情報に関する監査業務の改善進歩を図り、もって監査の質を向上させるため、監査事務所の業務の運営の状況の調査を行い、調査結果を公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に対して報告することとなっている（公認会計士法第46条の9の2）。

審査会は、協会からの報告に基づき、監査事務所における監査業務に対する協会による調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときに監査事務所等に立入検査を行う。その結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第41条の2）。

審査会は、平成16年4月の発足以降平成19年6月までの、いわば第1期における審査及び検査において、検査結果を被検査事務所等に通知するほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきた。

具体的には、平成16事務年度（平成16年7月～平成17年6月）においては、法的に位置づけられる前の協会による品質管理レビューについて実態把握を行い、その結果を「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」として取りまとめ公表した。また、平成17事務年度（平成17年7月～平成18年6月）においては、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4大監査法人に対する検査を実施し、検査結果の概要を「4大監査法人の監査の品質管理について」として取りまとめ公表した（これらの検査に対するフォローアップについては平成19年6月に取りまとめ公表）。さらに、平成18事務年度（平成18年7月～平成19年6月）においては、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」の公表により、個人事務所を含む中小規模監査事務所の主な問題点及

び課題等を示した。

審査会は、このような第1期における審査及び検査の実績を踏まえ、第2期（平成19年7月～平成22年6月）においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保・向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応し、諸外国の情報の入手及び内外に対する情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とする。

審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、次のように「審査基本方針」及び「検査基本方針」を定める。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、事務年度毎に見直しを行うとともに、事務年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

また、審査会の任務を踏まえ、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明し、審査会に与えられた使命を果たしていく^(注)。

(注) こうした考え方を踏まえ、これまで審査会が実施した検査において、監査事務所の品質管理に関し指摘した事項の中から、監査の質の維持・向上を図るため、監査事務所が自主的な取り組みを行っていく上で参照することが有益であると考えられるものを、「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」として取りまとめ公表した（平成20年2月）。当該事例集については、検査の実施状況等を踏まえ、今後も見直しを行っていく。

1. 審査基本方針

(1) 基本的考え方

第1期における審査会による審査及び検査を踏まえ、第2期においては以下の考え方を基本とする。

① これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着

これまでに審査会が指摘してきた監査の品質管理上の問題点について、監査事務所において確実に改善がなされているかどうかにより重点を置いた審査を行うこととする。その際、さらに改善の必要があると思われる事項についても把握し、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

なお、限られた行政的資源のもとで審査の目的を効果的に実現するために、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所、特に大規模監査事務所及び中規模監査事務所に対して重点的に審査を行う。

② 新しい事態への対応

平成19年度からは、新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した協会の品質管理レビューが実施されていること、及び、協会が上場会社監査事務所に対する新たな措置（上場会社監査事務所登録制度）を実施していることに留意した審査を行う。

(2) 審査の枠組み

- ① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を提言等の形で

示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。

2. 検査基本方針

審査会は、協会からの報告に対して「審査基本方針」に基づき行われる審査の結果を踏まえて、必要に応じ検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- ① 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要があると認めるときは協会等に立入検査を行う。
- ② 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要かつ適当であると認めるときは監査事務所に立入検査を行う。
- ③ 上記②の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要かつ適当であると認めるときは被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果について、審査会は、検査を受けた協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

- ① 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要が認められる場合等（主に対協会）
- ② 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要が認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能している

かどうか確認する必要が認められる場合等（主に対監査事務所）

- ③ 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要が認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要が認められる場合等（主に対被監査会社等）
- ④ 法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- ⑤ 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

（3）検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い適切な手続により検査を実施することとする。

3. 外国監査法人等に対する対応

平成20年4月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなったことから、審査会においては、当該届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に改めて公表することとする。

平成 20 年 6 月 30 日

公認会計士・監査審査会

平成 20 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成 20 事務年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等で示している基本的な考え方や平成 20 年 4 月の改正公認会計士法施行なども踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成 17 年に設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した監査事務所における品質管理のシステムの整備状況について、平成 19 事務年度においては、特に監査法人に対して重点的に検証したところであることから、平成 20 事務年度においては、特に個人事務所における整備状況を重点的に検証する。

また、公認会計士法等の改正により、監査法人が整備しなければならない業務管理体制の要件の一つとして、「業務の品質の管理の監視に関する措置がとられていること」が設けられ、審査会検査及び日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューにおいても品質管理の監視に関する指摘が多くなされていることを踏まえ、平成 20 事務年度においては、業務の品質管理の監視について、重点的に検証する。

(2) 協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況の検証

審査会は、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要であるとの観点から、導入後 2 年目を迎えた協会の上場会社監査事務所登録制度が、その導入目的に照らし、適切に運営されているかを検証することとし、その際、品質管理レビューの具体的な手続の内容など、その運営状況についても、併せて検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

大規模監査法人については、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施していくこととし、また、大規模監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

平成 16 事務年度以降、中小規模監査事務所に対して実施した検査の結果等を取りまとめ、関係者等に示してきたことを踏まえ、審査会は、平成 19 事務年度に、中小規模監査事務所における監査の品質管理の自主的な改善状況を検査により検証した。

検査結果によれば、品質管理の改善状況が不十分である監査事務所が認められていることから、平成 20 事務年度においても、引き続き、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

3 外国監査法人等に対する対応

平成 20 年 4 月より、一定の外国監査法人等に対する金融庁への届出が義務化され、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合に、審査会は、当該外国監査法人等に対し検査を実施することができることとなったことから、審査会においては、当該届出の状況や外国監督当局との協力関係の進展を踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に改めて公表することとする。

**公認会計士・監査審査会の実施する
検査に関する基本指針**

平成20年6月
公認会計士・監査審査会

I 検査の基本事項

1. 検査の目的

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）における品質管理レビュー^(註)の運営が適切に実施されているかどうか、監査事務所（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）における公認会計士法（以下「法」という。）第2条第1項の業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

（注）品質管理レビューとは、法第46条の9の2第1項の規定に基づき協会が行う、監査事務所における法第2条第1項の業務の運営の状況の調査をいう。

2. 検査対象先

審査会の検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

- (1) 協会（法第46条の12第1項）
- (2) 監査事務所（法第49条の3第2項）
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所（法第49条の3第2項）

なお、上記に対する検査権限は、法第49条の4第1項の規定により、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、さらに、同条第2項の規定により審査会に委任されている。ただし、法第49条の4第2項第1号^(註1)及び第2号^(註2)に掲げる権限に限られる。

（注1）同項第1号の権限 品質管理レビューの報告に関して行われるもの

（注2）同項第2号の権限 監査事務所が、品質管理レビューを受けていないこと又は品質管理レビューに協力することを拒否していること等により協会が報告を行っていない場合において、当該監査事務所の業務の運営の状況に関して行われるもの

3. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

- ① 協会
協会の事務の適正な運営に関する事項
- ② 監査事務所
監査事務所における法第2条第1項の業務に関する事項

- ③ 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所
監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 協会の事務及び監査事務所における法第2条第1項の業務が主に以下の法令諸基準等に準拠しているかどうかについて確認・検証する。
 - イ. 法令（法、公認会計士法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（公認会計士法施行規則及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第2条第1項の業務に関連する法令）
 - ロ. 協会会則及び規則等（倫理規則、品質管理委員会規則、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）
 - ハ. 一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準及び監査に関する品質管理基準等、協会の実務指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）
 - ニ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びQ & A、並びに一般に認められる会計実務慣行）

4. 検査に当たっての検査官の留意事項

(1) 目的の認識

検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

(2) 効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。

(3) 信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取

し、正確な実態を把握するように努めなければならない。

(5) 自己研鑽

検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る動向や新たな法令諸基準等の習得に努めなければならない。

5. 関係部局との連携

金融庁等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

II 検査実施手続等

本基本指針においては、以下に、検査の実施に際して、その基本となる標準的な実施手続等を示す。

なお、これと異なる手続等を行う際には、主任検査官は審査会事務局審査検査室長（以下「審査検査室長」という。）に指示を仰ぐとともに、検査対象先へ説明することとする。

1. 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。

また、検査対象先に関する情報の収集に努め、関係部局や協会の動向も考慮して効率的な検査を実施することとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第46条の12第3項及び第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応の責任者をいう。以下同じ。）に対して立入検査着手前に予告を行う。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知する。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、原則として以下のとおりとする。

- (1) 予告して立入検査に着手する場合 検査実施の通知日の前営業日

(2) 予告なく立入検査に着手する場合 立入検査着手日の前営業日

3. 立入検査の留意事項

(1) 重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行う。ただし、検査対象先が、監査事務所が行う法第2条第1項の業務に係るのある場所の場合には、④の事項を除く。

なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ 検査モニター制度の概要
- ④ 意見申出制度の概要
- ⑤ その他必要な事項

(2) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示する。

(3) 検査対象先の役職員及び監査実施者に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員及び監査実施者（監査責任者及び監査補助者をいう。以下同じ。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や監査事務所の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証する。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の役職員及び監査実施者の同席の申し入れがあった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認める。

なお、同席を認めない場合には、その理由を当該申し入れを行った者に対して説明する。

(4) 被検査事務所等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、被検査事務所等（立入検査を受けた協会及び監査事務所をいう。以下同じ。）の業務等の状況及び品質管理に関する方針に対して被検査事務所等の代表者がどのように認識しているかについて、当該代表者及び理事等に対してヒアリングを行う。

(5) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。
立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮する。

(6) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努める。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努める。

(7) 事実関係及び経緯等の分析

検査官は、検査において認められた問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令諸基準等に抵触するか否かの検証にとどまらず、問題の発生原因についても追究する。

(8) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員及び監査実施者から指摘事項について確認を得る。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した書面に、検査対象先の役職員及び監査実施者の認識について記載を求める。

(9) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査検査室長にその旨を報告し、指示を受ける。

主任検査官は、審査検査室長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずる。

4. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努める。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、原則として検査対応の責任部署（業務管理部門等）を通じて一元的に行うよう努め、その趣旨を適切に説明する。

検査官は、提出を求める資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を借用する場合には、借用書を取り交わし、かつ、確実に管理する。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努める。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場（現物を管理する場所）からの一時持出しや返却を認める。

また、検査期間中に徴求した資料は、その取り扱いに十分注意するとともに、現物は検査の終了時まで返却する。

5. 検査モニター制度

検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱う。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査モニター制度の概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニター制度の概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、審査会事務局総務試験室長（以下「総務試験室長」という。）又は総務試験室長が指名する者とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望による。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、総務試験室長とする。

ハ. 受付期間

立入検査着手日から検査終了日（検査結果を通知した日）の1月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、総務試験室長は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間で十分議論を行うものとし、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了する。

7. 検査事項確認手続

(1) 主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行う。

① 主任検査官は、検査において認められた問題点等を伝達し、これに対する被検査事務所等の責任者の認識を聴取することにより、その時点で意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。この確認に当たっては、書面を利用し責任者の認識の明確化に努める。

② 審査会としての最終的な見解は下記9.に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等の責任者に伝達し、今後の手続について説明を行う。

(注) 検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無

予告で行う検査の場合は立入検査着手日)より開始し、検査結果を通知した日をもって終了とする。

(2) 主任検査官は、検査事項確認手続による確認内容に変更が生じた場合は、被検査事務所等の責任者に対して改めて検査事項確認手続を行う旨を説明の上、検査事項確認手続を行う。

(3) 検査事項確認手続の際の出席者

① 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 被検査事務所等

被検査事務所等の責任者の出席を必須とする。責任者が被検査事務所等の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認める。

8. 意見申出制度

意見申出制度は、審査会の検査水準の維持・向上及び手続の透明性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱う。

(1) 被検査事務所等への説明

主任検査官は、以下の意見申出制度の概要を立入検査着手日まで及び検査事項確認手続時に、被検査事務所等の責任者に対して説明する。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者(被検査事務所等の責任者)の意見を記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、審査会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出することができる。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、被検査事務所等の責任者に対する検査事項確認手続が終わった日から3日間(検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。

ただし、上記提出期間内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間の延長ができる。

郵送の場合については、消印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の

場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合には、取り下げ書を審査会事務局長あてに提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

② 審理手続等

イ. 総務試験室長又は総務試験室長が指名する者は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果を作成し、これを審査会に付議する。

ロ. 審査会において承認（修正を含む。）された審理結果については、その内容を検査結果に反映させることとし、当該審理結果は総務試験室長又は総務試験室長が指名する者が被検査事務所等の責任者に対して伝達する。

9. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、被検査事務所等の責任者に対して、検査結果を記載した文書を交付することにより行う。

なお、検査結果の通知の際は、被検査事務所等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴する。

III 検査結果等の公表

審査会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、公益又は投資者保護に資するため、審査会の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、審査会のホームページ上等で公表する。

1. 勧告に至った事案の公表

勧告に至った事案について、勧告後、直ちに公表することとし、原則として、被検査事務所等の名称も併せて公表する。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不相当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

2. 提言・取りまとめ等の公表

上記1.のほか、必要に応じ、監査業務の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、これを提言・取りまとめ等の形で公表する。

IV 情報管理

1. 検査情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- (1) 検査の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 検査に関する情報を審査及び検査の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任検査官は、検査官等職員が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、公認会計士・監査審査会行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

3. 検査関係情報及び検査結果の通知の内容の取り扱い

検査関係情報^(注)及び検査結果の通知の内容は、「審査会の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、審査会の責任でこれらの管理を行う必要がある。このため主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、検査関係情報及び検査結果の通知の内容について、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得る。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

V 施行日

本基本指針は、平成 19 年 6 月 29 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

(改正)

本基本指針は、平成 20 年 6 月 2 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。

平成 20 年 4 月 1 日

公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に関する改正公認会計士法の施行について

2007 年 6 月に成立し、本日、施行された改正公認会計士法では、発行する証券が日本市場で広く流通している外国会社等に監査証明業務を行うことを業とする外国監査法人等に対して金融庁への届出を求めるとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認められる場合、金融庁及び公認会計士・監査審査会は、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施しうると規定されています。

公認会計士・監査審査会においては、今後の外国監査法人等の金融庁への届出状況や外国監督当局との協力関係の進展状況などを踏まえつつ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進め、適切な時期に公表する予定です。